随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

1. 随意契約等の見直し計画

1. 1. 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直 しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定す る。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに 一般競争入札等に移行することとした。

		平成20年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約		(82.6%)	(96.1%)	(85.6%)	(96.2%)
		161	7,736,783	167	7,746,650
	競争入札	(76.4%)	(91.4%)	(80.0%)	(91.5%)
		149	7,361,475	156	7,372,917
	企画競争、公募等	(6.2%)	(4.7%)	(5.6%)	(4.6%)
	正四脱甲、公务守	12	375,308	11	373,732
競争性のない随意契約		(17.4%)	(3.9%)	(14.4%)	(3.8%)
		34	317,714	28	307,847
	合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		195	8,054,497	195	8,054,497

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

1. 2. 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者 応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契 約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

	実 績	件数	金額(千円)
競争性のある契約		161	7,736,783
	うち一者応札・一者応募	(55.3%) 89	(15.9%) 1,233,350

(注)上段(%)は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

	見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)		(86.5%) 77	(90.2%) 1,112,751
	仕様書の変更	47	594,102
	参加条件の変更	8	312,296
	公告期間の見直し	22	206,353
	その他	16	426,290
契約方式の見直し		(1.1%)	(0.1%) 1,575
その他の見直し		(12.3%) 11	(9.7%) 119,024
点検の結果、指摘事項がなかったもの		(0.0%)	(0.0%) 0

- (注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。
- (注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注3)上段(%)は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。
- 2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み
- 2. 1. 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施 契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・ 一者応募になった案件を中心に点検を実施。
- 2. 2. 随意契約等の見直し
- 2. 2. 1. 複数年契約の導入拡大

物品の賃貸借契約等について、複数年契約の導入を拡大する。

2. 2. 2. 仕様書の内容の見直し

保守費用と「保守契約を締結しない場合のコスト」を十分に比 較検討し、結論を得る。

- 2. 3. 一者応札・一者応募の見直し
- 2. 3. 1. 複数年度契約の導入拡大 毎年度継続的に発生する業務の場合、複数年度契約が導入できないか検討する。
- 2. 3. 2. 仕様書の内容の見直し
 - a. 仕様書が、特定の製品、特定の事業者に限定されるような内容とならないよう、必要とする機能や候補機種の性能比較等を審議する仕組みを設け、原則として予定価格が1,000万円以上の案件は当該委員会によるチェックを必須とする。
 - b. 保守契約が必要な研究機器については、本体の購入時に保守契約部分も同時に入札させることを検討する。

2. 3. 3. 公告期間等の見直し

- a. 十分な公告期間が確保されるよう留意する。
- b. 年間契約等の場合は、円滑な業務の引き継ぎ、準備が行えるよう、落札決定から業務開始日までの期間が十分に確保されるよう留意する。
- c. 現在行っている機構ホームページへの掲載に加え、業界団体・専門誌への情報提供を行い、周知に努める。

2.3.4.入札参加要件の緩和

工事請負契約等においては、企業における同種業務の実績、 配置技術者の経験年数・実績等の資格要件を緩和する。

2. 4. その他

民間研究機関が、競争性を確保するために講じている方策等を 調査・ヒアリングし、有効な方法を機構の運営に反映させる

(注) 個別の契約の状況については、各様式に記載